

令和4年4月版

阿波市子育て ハンドブック

阿波っ子が 元気いっぱい

笑顔でそだつ まちづくり



阿波市で妊娠・出産・子育てするうえで、「知っててよかった」さまざまな制度や行政サービスなどを紹介するために、このハンドブックを作成しました。

くわしい内容を知りたいときは、阿波市ホームページをごらんいただけたら、担当課にお問い合わせください。

なお、電話番号は、本ハンドブックの裏表紙に掲載しています。

注目! マークは、阿波市独自の取組や
子育て・教育関連で、特色ある事業です。

阿波っ子条例

一人一人の子どもが、元気いっぱい笑顔で
成長することができるまちを目指して

令和4年4月1日施行



(詳しくは26~27ページ)

阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>

※ 右のQRコードから携帯サイトへ
アクセスできます。



①年齢別の主な制度【阿波市版】 4~5ページ

②妊娠から出産までの支援 6~7ページ

阿波市スマイルファミリー不妊治療応援事業 阿波市不育症治療費助成事業
大人の風しん予防接種の費用助成 子育て世代包括支援センター ぎゅつと
妊娠一般健康診査受診票の交付 母子健康手帳の交付
県外での妊娠健康診査の費用助成 妊婦訪問 子育て応援ヘルパー派遣事業

③お子さんの健康 8~10ページ

新生児聴覚検査受診票の交付 乳児一般健康診査受診票の交付 こにちは赤ちゃん訪問
産後ケア事業 乳児健康診査 ブックスタート事業 股関節脱臼検診
1歳6か月児健康診査 2歳児健康診査 3歳児健康診査 予防接種
県外での定期予防接種の費用助成

④経済的な支援 11~12ページ

出産祝金 児童手当 あわづはぐみ医療費助成 小中学校入学祝金支給事業
チャイルドシート購入補助金 未熟児養育医療給付 交通運送手当
阿波市で暮らそう！住宅購入支援事業

⑤ひとり親家庭のための支援 13~14ページ

児童扶養手当 ひとり親家庭等児童入学祝金 母子父子寡婦福祉資金貸付金
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
ひとり親家庭医療費助成 ひとり親家庭相談

⑥障がいのある子どもの支援 14~15ページ

障がいのあるお子さんの通所支援 特別児童扶養手当 重度心身障害者医療費助成
自立支援医療(育成医療) 障害児福祉手当 障がい者手帳

⑦認定こども園 16~17ページ

⑧子育て支援事業 17~18ページ

放課後児童クラブ 病児・病後児保育 在宅育児応援事業
ファミリー・サポート・センター 一時預かり事業 子育て短期支援事業

⑨小学校以降の教育 18~21ページ

小学校 中学校 適応指導教室(阿波っ子スクール) 英語教育の推進 英語検定料補助金
学校教育環境の整備・推進事業 タブレットパソコン等による情報教育の推進 特別支援教育
就学援助制度 学力向上推進講師派遣事業 義務教育修了祝金支給事業
奨学金貸与事業 奨学金等返還支援事業 学校給食の充実 子ども体力アップ事業
子ども会補助金 全国大会等出場補助金 図書館

⑩子どもと遊べるところ 22~23ページ

子育て支援センター 公園やスポーツ施設

⑪子どもに関する相談窓口 ⑫子どもを虐待から守るために 24ページ

⑬小児救急医療のこと 25ページ ⑭阿波っ子条例 26~27ページ

① 年齢別の主な制度【阿波市版】

くわしくは阿波市ホームページで



	妊娠前	妊娠中	出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	15~18歳	
母子保健・予防接種	スマイルファミリー 不妊治療応援事業 p.6 不育症治療費助成事業 p.6 大人の風しん予防接種の費用助成 p.6	母子健康手帳・妊娠一般健診受診票の交付 p.6~7	乳児一般健診 受診票の交付 p.8	新生児訪問 p.9 乳児健診・股関節脱臼検診 p.9	1歳6か月児・2歳児・ 3歳児健診 p.10					予防接種 p.10			
経済的な支援			出産祝金 p.11			児童手当 p.11				あわっ子はぐくみ医療費助成 p.11			
			未熟児養育医療給付 p.12		チャイルドシート	購入補助金 p.12				小中学校入学祝金支給事業 p.12			
子育て支援				子育て応援ヘルパー派遣事業 p.7		病児・病後児保育 p.17				放課後児童クラブ p.17			
				ブックスタート事業 p.9		一時預かり事業 p.18							
					子育て支援センター p.22								
					ファミリー・サポート・センター p.18								
				在宅育児応援事業 p.18									
就学前の教育・保育					認定こども園 p.16~17								
小学校以降の教育										小学校・中学校 p.18~19			
										特別支援教育 p.20			
										就学援助制度 p.20			
										奨学金貸与事業 (高校・大学) p.20			
										子ども会補助金 p.21	義務教育修了祝金支給事業 p.20		
										全国大会等出場補助金 p.21			
ひとり親家庭のための支援						児童扶養手当 p.13							
					母子父子寡婦福祉資金貸付金・ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 p.13								
						ひとり親家庭等児童 入園祝金 p.13							
							ひとり親家庭医療費助成 p.14						
障がいのある子どもの支援								特別児童扶養手当 p.15					
								障害児福祉手当・ 障がい者手帳・重度心身障害者医療費助成・自立支援医療 p.15					
								障がいのあるお子さんの通所支援 p.14					



② 妊娠から出産までの支援

注目!

阿波市スマイルファミリー不妊治療応援事業

[担当：健康推進課]

特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。ただし、助成は「徳島県こうのとり応援事業」の交付決定を受けたものに上乗せする形で行います。なお、助成額には上限があります。



注目!

阿波市不育症治療費助成事業

[担当：健康推進課]

不育症の検査及び治療に要する費用の一部を助成します。県の助成開始にあたり申請方法等変更があるかもしれません。詳しいことは担当課にお問い合わせください。

大人の風しん予防接種の費用助成

[担当：健康推進課]

風しんは、抗体をもたない女性が妊娠初期に感染すると、赤ちゃんに難聴、心疾患、白内障を主症状とする「先天性風しん症候群」という病気を起こすことがあります。そのため、風しんの流行と妊婦の風しん感染を予防するために予防接種費用の一部を助成します。

注目!

子育て世代包括支援センター ぎゅっと

[担当：健康推進課]

妊娠期から子育て期の「相談窓口」として切れ目のない相談と支援を行います。この時期の様々な不安や悩みをご相談ください。一人ひとりに応じた情報提供や専門職による相談、プランの作成や関係機関と連携した支援などを行います。助産師相談日もあります。日程等は広報あわ又は市ホームページでご確認ください。

妊婦一般健康診査受診票の交付

[担当：健康推進課]

妊娠中の母親の健康状態や児の成長を確認するために定期健康診査を受けることができます。妊娠届の提出時に受診票（14枚）を交付します。また、多胎妊婦の方は超音波検査受診票（2枚）を追加交付します。再発行はできませんのでご注意ください。転出された場合は使えません。転出先で交換できるかどうか確認してください。

【交付場所】健康推進課内子育て世代包括支援センター ぎゅっと

母子健康手帳の交付

[担当：健康推進課]

母子健康手帳は、妊娠中の母子の健康状態やお子さまの健康・成長や予防接種などの大切な記録となります。妊娠届の提出時に交付します。

【交付場所】健康推進課内子育て世代包括支援センター ぎゅっと



県外での妊婦健康診査の費用助成

[担当：健康推進課]

県外で受診した場合は、申請に基づき規定の受診費用（上限あり）を払い戻します。申請期限は、妊婦健診を受診した日から1年以内です。

申請には、①未使用的阿波市妊婦一般健康診査受診票②母子健康手帳③領収書（患者氏名・保険診療の総点数・診療年月日・領収金額・医療機関名が明記され、医療機関の領収印があるもの）④診療明細書⑤本人名義の通帳が必要です。

妊婦訪問

[担当：健康推進課]

妊婦の方を対象にご自宅を保健師・助産師等が訪問し、健康状態の確認や、妊娠中や産後の不安や悩みについての相談をお受けします。

注目!

子育て応援ヘルパー派遣事業

[担当：子育て支援課]

祖父母や隣人などによる支援が受けられない妊産婦が安心して出産・育児ができるよう、食事の準備や買い物などの家事援助や育児援助を行います。利用できる期間は、妊娠中から産後1年内の間です。





くわしくは阿波市ホームページで

③ お子さんの健康

新生児聴覚検査受診票の交付

[担当：健康推進課]

妊娠届の提出時に、新生児聴覚検査受診票（初回検査分1枚）を交付します。転出された場合は使えません。転出先で交換できるかどうか確認してください。また、県外で受診した場合は申請により規定の受診費用（上限あり）を払い戻します。

【交付場所】健康推進課内子育て世代包括支援センター ぎゅっと

乳児一般健康診査受診票の交付

[担当：健康推進課]

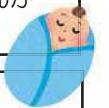
1歳のお誕生日の前日までに県内の医療機関で乳児の健康診査が2回受診できます。出生届を提出後に交付します。再発行はできませんのでご注意ください。転出された場合は使えません。転出先で交換できるかどうか確認してください。

【交付場所】健康推進課または各支所地域課

こんにちは赤ちゃん訪問

[担当：健康推進課]

生後4か月を迎えるまでのお子さんのいる全てのご家庭に、保健師・助産師等が訪問し、子育ての不安や悩みの相談をお受けします。また、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中でお子さんが健やかに成長できるよう支援をします。



産後ケア事業

[担当：健康推進課]

1歳になるまでのお子さんがいるご家庭に助産師等専門職が訪問します。主にママの心身の安定を促進するため、育児やお子さんの成長を支援したり、乳房のケアの要望にも対応しますので、気軽にご活用ください。

乳児健康診査

[担当：健康推進課]

3～5か月児・9～11か月児に保健センターで健診を行います。小児科医による診察と生活習慣や育児全般についての相談を行っています。対象者には個別に通知します。

ブックスタート事業

[担当：図書館]

ブックスタートは、乳児健診のときに「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心からあう時間を持つきっかけを届けます。

この活動は、図書館や地域ボランティアが協力して行っています。

阿波市子育て支援アプリ ぽかぽか

QRコードか
母子モで検索♪

このアイコンが
目印！



母子モ



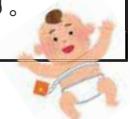
妊娠中の体調や出産・子育ての記録、予防接種の管理をスマートフォンやタブレット等で行うことができる電子母子手帳アプリです。阿波市の子育て支援情報も順次配信します。

股関節脱臼検診

[担当：健康推進課]

乳児の股関節脱臼検診を行います。股関節の脱臼を早期に発見するための大変な検診です。対象時期になったら個別に通知します。

【対象】生後2か月～5か月の乳児





1歳6か月児健康診査

[担当：健康推進課]

お子さんの心身の健康状態や発育発達の状況を総合的にみる健康診査（小児科医と歯科医による診察、聴力検査、尿検査）や、生活習慣や育児全般についての相談を行っています。対象者には個別に通知します。

2歳児健康診査

[担当：健康推進課]

注目!
お子さんの心身の健康状態や発育発達の状況を総合的にみる健康診査（歯科医による診察、尿検査）や、生活習慣や育児全般についての相談を行っています。また、1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの間は虫歯になりやすい時期です。歯の状態の確認やはみがき指導を受けましょう。対象者には個別に通知します。

3歳児健康診査

[担当：健康推進課]

お子さんの心身の健康状態や発育発達の状況を総合的にみる健康診査（小児科医と歯科医による診察、ことばの検査、尿検査）や、生活習慣や育児全般についての相談を行っています。対象者には個別に通知します。

予防接種

[担当：健康推進課]

こんなちは赤ちゃん訪問（P9）時に、予防接種関係書類一式をお渡ししますので、予防接種の種類や対象年齢などを確認してください。
決められた対象年齢や接種間隔で受けた場合は、公費助成により無料で受けられます。
また、法令で定められた以外の予防接種は、任意接種となり全額自己負担になります。

県外での定期予防接種の費用助成

[担当：健康推進課]

里帰り出産等やむを得ない事情により定期予防接種を県外で希望する場合は、阿波市が定める助成金額の範囲内で払い戻しを受けることができます。ただし、事前に申請書の提出が必要です。

お子さんの発達で気になるときは・・・

ことばの遅れなど、発達の気になるお子さんや障がいのあるお子さんにに関する悩みや相談があるときは、まず保健師に相談してみましょう。

【相談時間】月曜から金曜まで（祝日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

【相談窓口】健康推進課 電話：0883-36-6815

社会福祉課 電話：0883-36-6812

④ 経済的な支援

出産祝金

[担当：市民課]

出産の日に、申請者（父または母）と新生児が阿波市に居住し、出産後も新生児とともに引き続き6箇月以上阿波市に居住する方に、出産児1人につき3万円を支給します。

児童手当

[担当：子育て支援課]

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学3年生までのお子さんを養育している者に手当を支給します。お子さんの年齢や人数、所得により支給額が異なります。原則として、申請した月の翌月分からの支給になります。（令和4年10月支給分から所得上限額が設けられます）

あわっ子はぐくみ医療費助成

[担当：子育て支援課]

18歳の年度末までのお子さんが、医療保険を利用して病気やけがで入院したとき、保険診療の自己負担分（高額療養費および入院時食事療養費自己負担額は除く）を助成します。所得制限はありません。





注目! 小中学校入学祝金支給事業

[担当：学校教育課]

5月1日現在で市内在住の新小・中学校1年生を養育している保護者に対し、児童生徒一人につき1万円の祝金を支給します。また、5月2日以降に1年生として転入する場合も対象となります。

注目! チャイルドシート購入補助金

[担当：企画総務課]

乳幼児を交通事故による死傷から守るため、阿波市の住民である満6歳未満のお子さんを対象に、お子さんと同居する者がチャイルドシートを購入した場合、5,000円を上限として購入代金の半額を補助金として交付します。（乳幼児1人につき2回まで）



未熟児養育医療給付

[担当：子育て支援課]

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生時体重2,000g以下）に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担します。

注目! 交通遺児手当

[担当：子育て支援課]

交通遺児を養育している方に、交通遺児手当を支給します。交通遺児とは、交通事故により父または母を亡くしたお子さんで、申請年の4月1日に満18歳未満の方をいいます。

（支給額：遺児1人につき年額1万円）

注目! 阿波市で暮らそう！！住宅購入支援事業

[担当：企画総務課]

若者世代（40歳以下の方）が、阿波市内で住宅の取得に要した費用の支援を行うため、補助金を交付します。

基本額 新築住宅：30万円 中古住宅：15万円

子育て世帯、U・Jターン者、誘致企業の従業員等には、基本額に上乗せして補助金を交付します。

⑤ ひとり親家庭のための支援

児童扶養手当

[担当：子育て支援課]

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末（政令で定める障がいのある児童の場合は20歳）までです。

注目! ひとり親家庭等児童入学祝金

[担当：子育て支援課]

母子家庭・父子家庭等のお子さんで、小学校および中学校入学時に祝金を支給します。【金額】児童1人あたり1万円

母子父子寡婦福祉資金貸付金

[担当：子育て支援課]

ひとり親家庭の生活の安定と、その子どもの福祉の向上を図るために、各種の貸付を行っています。修学資金、就学支度資金、技能習得資金など12種類の貸付があります。なお、貸付の必要性や償還能力などについて審査があります。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

[担当：子育て支援課]

ひとり親家庭の親の職業能力の向上と求職活動の促進を図るために、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、教育訓練を修了した方に、受講費用の一部を給付します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

[担当：子育て支援課]

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するために1年以上養成訓練を受ける場合、訓練促進給付金を支給するとともに修了支援給付金を修了時に支給します。



ひとり親家庭医療費助成

[担当：社会福祉課]

18歳までのお子さんを監護・養育しているひとり親家庭の方や父母のいない18歳までのお子さんが入院した場合に、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

また、お子さんが通院した場合は、保険診療にかかる医療費の自己負担分のうち、1診療機関（1科）当たり1,000円を超えた分を助成します。（所得制限あり）

ひとり親家庭相談

[担当：家庭児童相談室（子育て支援課）]

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦の方を対象に、母子父子寡婦福祉資金の貸付や、児童の養育・就業・住宅・生計の悩みなど、さまざまな問題について相談に応じています。

⑥ 障がいのある子どもの支援

障がいのあるお子さんの通所支援

[担当：社会福祉課]

障がいのあるお子さんが、身近な地域で適切な支援が受けられる制度です。

①児童発達支援事業…未就学の障がいのあるお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。

②放課後等デイサービス…就学中の障がいのあるお子さんに対し、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などを行います。

③保育所等訪問支援…保育所等に通う障がいのあるお子さんに対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。



特別児童扶養手当

[担当：子育て支援課]

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある20歳未満のお子さんをご家庭で監護している父、母又は養育している方に対し、手当を支給する制度です。（所得制限あり）

重度心身障害者医療費助成

[担当：社会福祉課]

身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳「A」の交付を受けている方、知的障がいによる特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳3級または4級かつ療育手帳「B1」所持者の医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。（所得制限あり）

自立支援医療（育成医療）

[担当：社会福祉課]

障がいのあるお子さんに対し、身体上の障がいを軽減して日常生活能力の回復を図るもので、指定の医療機関で適切な治療が受けられます。保険診療にかかる自己負担の一部を助成します。（所得制限あり）

障害児福祉手当

[担当：社会福祉課]

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満のお子さんに対し、手当を支給する制度です。（所得制限あり）

障がい者手帳

[担当：社会福祉課]

手帳は、障がい者の自立と社会参加を援助するものです。手帳によって各種の制度が利用できます。（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）



⑦ 認定こども園

[担当：子育て支援課]

認定こども園を利用したいときは、市から利用のための認定を受ける必要があります。毎年11月に翌年4月1日からの入園の受付をおこなっています。詳しくは、「認定こども園入園案内」をご覧ください。年度途中の受付も随時行っておりますが、利用定員の空き状況により受け入れできない場合があります。

妊娠・出産や転入等の予定がある方で年度途中の入所を希望される方は事前にご相談ください。

また、市外の保育所・幼稚園等を希望する場合、阿波市への申請が必要となりますので、事前にご相談ください。



◇支給認定区分とその対象者

区分	対象となる保護者	利用できる施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育の利用を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育の利用を希望する場合	保育所 認定こども園

◇市立認定こども園の利用時間のイメージ

①2号・3号認定（保育認定）の場合

保育標準時間（最長11時間） (例：7時30分～18時30分)	延長保育（有料） (18時30分～19時)
------------------------------------	--------------------------

保育短時間（最長8時間） (例：8時30分～16時30分)	延長保育（有料） (16時30分～17時30分)
----------------------------------	-----------------------------

②1号認定（教育標準時間認定）の場合

教育標準時間（4時間） (例：8時～12時)	給食 (12時～13時)	随時 降園	預かり保育 (13時～18時)	預かり保育（延長） (18時～19時)
---------------------------	-----------------	----------	--------------------	------------------------

預かり保育（1号認定）

通常の教育標準時間の後や夏休みなどの長期休業中に、主に在園児を対象に預かり保育を実施しています。保育料とは別に利用料金が必要です。

◇利用できる教育・保育施設

保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

◇教育・保育施設の利用者負担額（保育料）

注目!

保育料は支給認定区分や保護者の所得に応じて決定します。

阿波市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本市で定める保育料を国の基準額より低い金額に設定しています。

また、多子世帯やひとり親世帯等の場合は、さらに保育料を減免する措置があります。

⑧ 子育て支援事業

放課後児童クラブ

[担当：子育て支援課]

保護者が仕事などにより専門家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るところです。市内全ての小学校区にクラブがあります。詳しくは、「阿波市放課後児童クラブ利用案内」をご覧ください。

【利用料】通年利用は月額5,000円（長期休業中は加算あり）
その他おやつ代など負担金あり

病児・病後児保育

[担当：子育て支援課]

満1歳から小学校6年生までのお子さんが病気中または病気の回復期に、勤務などの都合によって集団保育や家庭での保育をすることができない場合、お子さんを一時的に預かる施設です。

【利用日時】月曜から金曜（祝日を除く）8時30分～17時30分

【利用料】日額2,000円

【実施施設】病児・病後児保育ルームつかきっす（おおつか内科 内）

住所：阿波町善地7-13 電話0883-35-6070

病児保育室こもれび（大野病院 東）

住所：土成町土成字寒方55-2 電話088-602-7871



注目!

在宅育児応援事業

[担当：子育て支援課]

保育所などを利用せず自宅で育児をしているご家庭に、子育て支援サービスの支払いに利用できる「在宅育児応援クーポン」を0歳、1歳、2歳の誕生日に交付します。

ファミリー・サポート・センター

[担当：子育て支援課]

育児の援助を受けたい人「依頼会員」に、育児の援助を行いたい人「提供会員」を紹介し、代わりにお迎えや預かりなどをしてもらう相互援助活動を行う組織です。運営は、（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク（電話：0883-30-3526）に委託しています。

一時預かり事業

[担当：子育て支援課]

保護者の就労形態に伴う一時的な保育又は保護者の疾病等により、1歳以上から就学前のお子さんを認定こども園で一時に預かる事業です。

子育て短期支援事業

[担当：子育て支援課]

保護者の病気や仕事などのために家庭での養育が困難になったお子さんや保護を必要とする母子を、児童福祉施設等において一定期間養育・保護します。

⑨ 小学校以降の教育**小学校**

[担当：学校教育課]

小学校は、学校教育法に基づいて設置されるわが国の義務教育を担当する教育機関です。すべての子どもたちに共通な、基礎的で一般的な教育を行う学校です。なお、本市には市立小学校が10校あります。

中学校

[担当：学校教育課]

中学校は、学校教育法に基づいて設置される教育機関で、小学校から続く第2段階目の義務教育を担当する学校です。3年間の義務教育の間に、小学校の学習を基礎として、発展的な教育を行います。なお、本市には市立中学校が4校あります。

適応指導教室（阿波っ子スクール）

[担当：学校教育課]

さまざまな理由で学校に通学することが困難になっているお子さんに対し、自然体験活動やスポーツ、製作活動、調理実習、臨床心理士による教育相談、基礎学力の補充など様々な活動を通して、学校復帰や社会的な自立に向けて力をつけていくことを目的としています。

注目!

英語教育の推進

[担当：学校教育課]

国際感覚あふれる視野の広い人材の育成に向け、市内全小学校に英語講師を配置し、重点的に英語活動の充実に努めています。

注目!

英語検定料補助金

[担当：学校教育課]

英検を受験する阿波市立中学校に在学する生徒の保護者に、検定料を一部補助します。【金額】生徒1人あたり3千円

学校教育環境の整備・推進事業

[担当：教育総務課]

学校教育施設の長寿命化工事やバリアフリー化を計画的に実施し、児童・生徒の学習環境改善に取り組んでいます。

タブレットパソコン等による情報教育の推進

[担当：学校教育課]

全ての児童・生徒にタブレットパソコンを配置し、ICTを活用したよりきめ細やかな授業を行います。



特別支援教育

[担当：学校教育課]

支援を必要とする児童生徒の実態に応じた学習環境整備と、特別支援教育に関する職員の意識や指導力向上を図っています。

就学援助制度

[担当：学校教育課]

経済的な理由により就学困難な小・中学校に通っているお子さんの保護者に対して、学用品費・修学旅行費・給食費・医療費など就学にかかる費用の一部を援助します。

学力向上推進講師派遣事業

[担当：学校教育課]

市内全小学校において、学習支援や指導ができる講師を配置し、児童の学力向上のための支援を行っています。

注目!

義務教育修了祝金支給事業

[担当：学校教育課]

義務教育の課程を修了する日現在で市内在住の中学校3年生を養育している保護者に対し、生徒1人につき1万円の祝金を支給します。

奨学金貸与事業

[担当：学校教育課]

勉学の意欲がありながら経済的な理由で修学が困難な方に対して、修学の機会を確保することを目的として、高校や大学に在学し、資格要件（所得基準など）を満たした方を対象に、奨学金を貸与しています。

奨学金等返還支援事業

[担当：学校教育課]

阿波市在住の就労者で、2017年度以降に返還を開始した方に、返還額の3分の2（上限10万円）を、5年間助成します。なお専業農家の方は、申請年度に返還する金額（上限20万円）を助成します。

学校給食の充実

[担当：学校給食センター]

小・中学校に通う子どもたちに、統一した献立で学校給食を実施しています。阿波市で採れた地場農産物を利用することで、新鮮で安全・安心な給食を提供しています。

子ども体力アップ事業

[担当：社会教育課]

子どもたちの健やかな成長を促進するため、体力向上指導員を認定子ども園・小学校に派遣しています。
運動遊びをとおして、体を動かす楽しさを体感できる社会体育授業に努めています。

子ども会補助金

[担当：社会教育課]

小学生で組織されている子ども会活動に対し、補助金を交付しています。

全国大会等出場補助金

[担当：社会教育課]

教育・スポーツ・文化芸能活動における全国規模の大会に出場する団体又は個人を支援するため、予算の範囲内において、全国大会出場等に補助金を交付しています。

図書館

[担当：社会教育課]

市内に4つの図書館があります。小さいお子さん向けの本がたくさんあります。お子さんの名前で利用者登録ができます。また、ボランティアによる「おはなし会」のほか、多彩な行事を行っています。

【貸出条件】図書…1人20冊まで（14日以内）

CD・DVD…1人3点まで（7日以内）

【開館時間】9時～19時（10月～3月は18時まで）

【休館日】毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、館内整理日など





⑩ 子どもと遊べるところ

●子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

主に3歳までのお子さんとその保護者が相互の交流を行うところです。子育てについての相談や情報の提供も行っています。

施設名称	利用できる日時
なかよしルーム（一条認定こども園） 電話：088-696-3046	
わんぱく広場（土成保健センター） 電話：088-695-5683	月～金曜日
にこにこルーム（八幡認定こども園） 電話：0883-36-3288	9時～12時及び 14時～16時
すくすくルーム（大俣認定こども園） 電話：0883-36-2809	
たんぽぽルーム（伊沢認定こども園） 電話：0883-35-3866	
あおぞら（阿波地域交流センター） 電話：0883-30-3536	月～土曜日 9時～16時
ももちゃん組（かきはら子ども園） 電話：088-696-2528	月～金曜日 9時～11時30分及び 13時30分～16時
こあら組（はやし子ども園） 電話：0883-35-5046	月～金曜日 9時～11時30分及び 13時30分～16時
かもめ・すまいるclub (市場かもめこども園) 電話：0883-30-1219	火・水・金曜日 9時～12時及び 14時～16時
かもめふれんずばーく (久勝かもめこども園) 電話：0883-35-5086	月・水・木曜日 9時～12時及び 14時～16時



●公園やスポーツ施設

お子さんといっしょに遊べるところを紹介します。

吉野ウォーターパーク

場所：吉野町西条字大西 吉野支所北側

広い敷地の中に、25mプールのほか、サブプールや幼児用プールがあります。そして大人気の全長50mと30mの2コース揃ったウォータースライダーはスリル満点です。利用できるのは7～8月です。

宮川内谷川河川敷公園

場所：土成町高尾（宮川内谷川北岸） 中央広域環境施設組合の近く

トイレ・駐車場完備。ブランコやスカイロープなど6種類の遊具があります。

土成緑の丘スポーツ公園

場所：土成町土成字北原

吉野川中流域を一望できる高台にあるスポーツと憩いの場です。野球、テニス、パターゴルフなど多彩なゲームが楽しめるほか、子どもの遊具も完備されています。

市場公園

場所：市場町市場字上野段 市場図書館の西

広い芝生や遊具があります。図書館の本を借りて、外で読むのもおすすめです。

東条児童公園

場所：阿波町東条 市営東条団地の北

子どもの遊具のほか、サッカーゴールがあります。

土柱そよ風広場

場所：阿波町桜ノ岡 阿波の土柱の東

広大な芝生広場(1,100m²)があり、四季折々の草木のなか、のびのびと遊ぶことができます。身体障害者用のトイレも完備しています。



⑪ 子どもに関する相談窓口

0歳から18歳未満の子どもに関する相談に応じています。子育てで悩んでいること、困っていること、わからないことなど、お気軽にご相談ください。相談は無料です。電話や面談、手紙でもかまいません。

また、保護者の方だけでなく、親族や知り合い、子ども本人も相談できます。児童虐待の相談もお受けしています。なお、相談された方の秘密は守りますのでご安心ください。

阿波市家庭児童相談室（子育て支援課）

電話：0883-36-6820

相談日時：月～金曜日（祝日を除く）9時～17時

⑫ 子どもを虐待から守るために

児童相談所全国共通ダイヤル 189

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



徳島県中央こども女性相談センター（児童相談所）

電話：088-622-2205

相談日時：月～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時

⑬ 小児救急医療のこと

◇夜間の子どもの救急電話相談

徳島県では、お子さんの夜間の急な病気やケガのとき、すぐに医療機関を受診させる必要があるかどうかについて、看護師や小児科医が電話でアドバイスをするとともに、利用できる最寄りの小児救急病院等について情報提供等を行っています。明らかに緊急を要するときは、すぐに救急車（119番）を呼んでください。

徳島こども医療電話相談

#8000（プッシュ回線・携帯電話）

088-621-2365（ダイヤル回線・IP電話など）



※相談対応時間は、月～土曜日：18時から翌朝8時まで。
日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）：24時間です。
相談料は無料ですが、通話料金は利用者負担です。

◇夜間・休日の子どもの救急医療体制

阿波市（東部地区）は徳島市夜間休日急病診療所と徳島県立中央病院が対応しています。受診される場合は事前に電話で確認し、保険証及びはぐくみ医療受給者証を持参してください。

	月	火	水	木	金	土	日	祝休日
8:30							夜間休日診 9時～12時30分※ 13時30分～17時	夜間休日診 9時～12時30分 13時30分～17時
18:00								
19:30							夜間休日診 18時～22時30分	夜間休日診 18時～22時30分
22:30								
翌日9:00							徳島県立中央病院	

※日曜日の体制について

・吉野川医疗センター 第2・4週のみ

・阿波病院 全週

【診療時間】9時～12時】

受診する前に病院へお問い合わせください。かかりつけ患者等の診療を行います。

＜紹介患者及び救急搬送患者の受入体制＞

徳島県立中央病院で、24時間365日受入を行います。

【連絡先】徳島市夜間休日急病診療所

電話：088-622-3576

徳島県立中央病院

電話：088-631-7151

吉野川医疗センター

電話：0883-26-2222

阿波病院

電話：0883-36-5151

⑯ 阿波っ子条例

令和4年4月1日施行

未来をつくる子どもたちは、ひとりひとりが阿波市の宝で、かけがえのない存在です。

「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」の実現に向けて、阿波市全体で取り組んでいくため、あらたに条例を制定しました。



子どもの権利

第4条 子どもは、その年齢や成長に応じて、次に掲げる事項について大切にされるものとする。

◎安心安全に笑顔で生きること

◎遊んだり、学んだり、元気いっぱい生きること

◎夢に向かって、自分の持っている力を発揮すること

◎家庭や学校等、地域等のあらゆる場で、自分の意見を言うことができる



阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>

※ 右のQRコードから携帯サイトへアクセスできます。



それぞれの役割

子どもの育ちを支えるため、みんなが自分の役割を持っています。みんなで協力し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきましょう。

保護者

子育てにいちばんの責任と愛情をもち、子どもを大切に育てています。

学校など

子どもが健やかに育ち、生き生きと学ぶことができる環境づくりと教育の充実に努めます。

子ども

命の尊さを知り、自分を大切にします。他の人を思いやる心を持ち、互いに良いところを認め合い伸ばしていきます。

地域住民

子育て支援への理解を深め、子どもを見守り、子どもの模範となるよう努めます。

地域団体

子どもが地域でいろいろなことに参加できる機会や相談しやすい環境づくりに努めます。

事業者

会社などで働く人たちが仕事と子育てを両立することができるよう、子育てしやすい環境づくりに努めます。

市

子どもに関わるさまざまな機関と協力しながら「阿波市子ども・子育て支援事業計画」を総合的に実施していきます。

人権教育の推進

人権を尊重する心をはぐくむため、人権教育を推進します。

阿波市役所 問い合わせ先

担当課	電話番号
企画総務課	0883-36-8700(代表)
子育て支援課	0883-36-6813(直通)
家庭児童相談室	0883-36-6820(直通)
健康推進課	0883-36-6815(直通)
社会福祉課	0883-36-6812(直通)
市民課	0883-36-8710(直通)
学校教育課	0883-36-8741(直通)
社会教育課	0883-36-8742・8743(直通)

※ 上の表以外の担当課や、担当課がどこかわからないときは、
阿波市役所(代表)0883-36-8700にお問い合わせください。



阿波市子育てハンドブック

令和4年4月発行

発行 阿波市 健康福祉部 子育て支援課
〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1
電話:0883-36-6813 FAX:0883-36-5113